

気象警報・地震等の自然災害時に対する学校措置について (臨時休業等の判断基準)

本校におきましては、生徒の安全確保のため、気象警報や地震等の自然災害時に対する措置を下記のとおりとしております。ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

記

Ⅰ 気象警報・防災情報に対する判断基準

(1) 「特別警報」・「暴風警報」が発表されている場合

午前6時～登校開始時で、滋賀県に「特別警報」・「暴風警報」が発表されている場合、
臨時休業（休校）とします。

(2) 避難情報「警戒レベル4（避難指示）」以上が発令されている場合

午前6時～登校開始時で、東近江市に「警戒レベル4」以上が発令されている場合、
臨時休業（休校）とします。

(3) その他

- ① 滋賀県に「特別警報」・「暴風警報」または東近江市に「警戒レベル4」以上が発表・発令されていないが、居住地に「特別警報」・「暴風警報」または「警戒レベル4」以上が発表・発令されている場合、

該当生徒は公認欠席扱いとします。

※この場合、保護者から状況を学校に連絡してください。

- ② 登校後に、「特別警報」・「暴風警報」または「警戒レベル4」以上が発令されたとき、あるいは発令されると予想される時、学校長の判断によりその後の教育活動を中止し、下校させる場合があります。

また、災害の状況及び気象、交通機関、通学路等の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、学校に待機させる等、生徒の安全確保に努めます。

- ③ 休日等に部活動・模擬テスト・講習等が行われている場合、上記に準じます。

- ④ 警報発令の有無は、ラジオ・テレビ・インターネット等で確認してください。

- ⑤ 公共交通機関が大幅に乱れた場合、運転再開後、安全を確保し登校してください。

また、公共交通機関が運休し、運転再開の目途が立たない場合、該当生徒を公認欠席扱いとします。

※この場合、保護者から状況を学校に連絡してください。

- ⑥ 気象等により登校に危険が予想される場合、保護者の判断で自宅待機させることができます。

該当生徒を公認欠席扱いとします。

※この場合、保護者から状況を学校に連絡してください。

2 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

(1) 滋賀県において、「震度5弱」以上の地震が下記の時間帯に発生した場合

- ① 17時から24時までに発生した場合、
翌日を臨時休業（休校）とします。
- ② 0時から8時30分までに発生した場合、
当日を臨時休業（休校）とします。

(2) その他

- ① 居住地に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、周囲の状況などから危険性がある場合は、安全を第一に考え、登校を見合わせる等の対応をお願いします。その際、該当生徒は公認欠席扱いとします。
※この場合、保護者から状況を学校に連絡してください。
- ② 「震度5弱」未満であっても、周囲の状況などから危険性がある場合は、安全を第一に考え、登校を見合わせる等の対応をお願いします。その際、該当生徒は公認欠席扱いとします。
※この場合、保護者から状況を学校に連絡してください。
- ③ 公共交通機関が大幅に乱れた場合、運転再開後、安全を確保し登校してください。
また、公共交通機関が運休止、運転再開の目途が立たない場合、該当生徒を公認欠席扱いとします。
※この場合、保護者から状況を学校に連絡してください。

3 その他

・特別な事情があるときは、学校長の判断により別途対応する場合があります。
なお、その際は学校HPや『さくら連絡網』でその旨を連絡します。

・臨時休業日の定期考査について

実施予定の試験科目の考査を最終日の翌日に実施します。時間割は同じです。

《例》 考査3日目が臨時休業となった場合、

7/6（水）	：考査3日目の教科	《臨時休業》
7/7（木）	：考査4日目の教科	考査4日目の教科
7/8（金）	：考査返却日	考査3日目の教科を実施